

## ※1 第一種施設とは

●受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等が利用する施設及び行政機関の庁舎

- 学校、専修学校、各種学校、職業能力開発短期大学校、母子健康包括支援センター、認定こども園、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、病児保育事業、児童福祉施設、少年院、少年鑑別所、養成所（保育士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理容師、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、養護教諭、栄養教諭、教員（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）、自動車整備士、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理師、理学療法士、作業療法士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士）等
- 病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター、施術所（あん摩、はり、きゅう、柔道整復）
- 行政機関の庁舎（政策や制度の企画、立案業務が行われている施設）

詳細・相談窓口 御船保健所 ☎ 096-282-0016

## ※2 特定屋外喫煙場所とは

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所（以下、「特定屋外喫煙場所」）を設置することができます。

● 特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものです。

必要な措置とは、以下のものです。

## ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があります。

例えばパーテーション等による区画等です。

## ② 喫煙をすることができる場所であることを記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があります。

標識例は右のとおりです。



## ③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所です。

（注意）特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないように配慮してください。

第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、この例外措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではありません。

問合せ先 健康ほけん課 健康づくり係 ☎ 72-1295

## 喫煙に関するマナールールになりました ～喫煙の際はご確認ください～

望まない受動喫煙を防止する目的から、健康増進法の一部が改正されたことに伴い、7月1日より町内の各施設が原則敷地内禁煙となります。住民の皆さまおよび対象施設管理者の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

原則敷地内禁煙となる施設（第一種施設 すでに敷地内禁煙としている施設も含まれます）

- 役場本庁・清和支所・蘇陽支所等の行政施設
- 小中学校および高校などの学校教育施設
- 保育園・放課後児童クラブなどの子育て支援施設および児童福祉施設
- 病院・診療所および薬局
- 介護老人保健施設・介護医療院
- 保健センター 等

第一種施設とは、多くの方が利用する施設のうち、受動喫煙による健康を損なうおそれが高い方（子ども、患者等）が主として利用する施設をいいます。

上記施設は原則敷地内禁煙となりますが、施設の管理権限者は屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することができます。

また、第一種施設以外の全ての施設は2020年4月1日から原則として屋内禁煙となります。

## 改正健康増進法の体系

